

令和3年

衣浦衛生組合第2回協議会会議録

令和3年9月22日

令和3年第2回衣浦衛生組合議会協議会会議録

令和3年第2回衣浦衛生組合議会協議会は、令和3年9月22日（水）午前11時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

- 第1 協議事項（1） 衣浦衛生組合議会会議規則の一部改正について
- 第2 報告事項（1） 火災保険に関する報告について

2. 本日の会議に付した事件

- （1） 議事日程第1から第2

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

1番	岡本 守正君	2番	小林 晃三君
3番	藤浦 伸介君	4番	磯貝 忠通君
5番	石川 輝彦君	6番	荒川 義孝君
7番	柴田 耕一君	8番	黒川 美克君
9番	鈴木 勝彦君	10番	倉田 利奈君

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

事務局長	黒田 敏裕君	庶務課長	高橋 文彦君
施設課長	杉浦 勲君	業務課長	田中 秀彦君

5. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	安藤 理純君
施設課課長補佐	三矢 成由君
施設課第1係長	奥谷 元典君
施設課第2係長	磯貝 光好君
業務課課長補佐	糟谷 勲君
業務課計量係長	磯村恒代志君

6. 会議の経過

(午前11時00分開会)

○事務局長（黒田敏裕君） 時間になりましたので、令和3年第2回衣浦衛生組合議会協議会を始めさせていただきます。取り回しを会長、よろしくお願いいたします。

○会長（小林晃三君） それでは、日程に従い、議事を進めさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和3年第2回衣浦衛生組合議会協議会は成立いたしました。よって、会議を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の協議日程は、お手元に配付の協議日程表のとおりであります。

○会長（小林晃三君） ただいまより、協議事項（1）衣浦衛生組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本件について、事務局より説明を求めます。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○会長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） それでは、ただいま議題となりました協議事項（1）衣浦衛生組合議会会議規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

参考資料2を御覧ください。

まず、今回の衣浦衛生組合議会会議規則の一部改正の理由でございますが、総務省から地方公共団体における押印の見直しを要請されたことに伴い、衣浦衛生組合議会においても押印のあり方を見直すため、規則の一部を改正するというものであります。

次に、改正の概要でございますが、適宜、参考資料3の新旧対照表も合わせて御覧いただければと思います。

会議規則第38条関係といたしまして、押印の見直しに係る規定を整理するというものでございます。請願書の提出時に、請願者に対して求めている捺印及び請願を紹介する議員に対して求めている署名を署名または記名押印に改めるものであります。

次に、この一部改正の施行でございますが、直近の定例会に改正案を上程し、議決後に施行してまいりたいと思っておりますので、施行年月日は公布の日とさせていただきます。

以上の点を踏まえまして改正案につきましては、参考資料1のとおりでございますので、ご確認をいただければと思います。

なお、当該議案につきましては、9月議会定例会に上程したいというものでございまして、先例によりまして、提出者は副議長、賛成者は碧南市及び高浜市選出の議員から各1名、賛成する議員の年長者といたしたいというものでございます。議案につきましては当日配付とさせていた

だきますので、よろしくお願ひします。

以上で、ご説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○会長（小林晃三君） ありがとうございます。提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林晃三君） 別に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は説明を了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林晃三君） 異議なしと認めます。よって、本件は説明を了承することに決定いたしました。

以上をもちまして、協議事項は全部終了いたしました。

この際、議案提出者及び賛成者の署名のため、暫時休憩とさせていただきます。

おおむね5分くらいでお願いいたします。

○会長（小林晃三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告事項（1）火災保険に関する報告について、事務局より説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 会長、事務局長。

○会長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） それでは、火災保険の状況につきまして、ご報告させていただきます。

5月の議員研修会で途中経過をご報告させていただきましたが、このほど愛知県町村会より最終的な鑑定結果の内示がございましたので議員各位にお伝えさせていただきたく、この場をお借りしてご報告させていただくものでございます。

初めに、これまでの経緯としまして、昨年8月に愛知県町村会から査定内容の第一報が示されましたが、金額的には工事費10億1,681万8,000円に対しまして、査定額が5億4,683万5,466円と工事費に対する採択率は53.8%という結果でございました。この査定内容につきまして、組合として確認しましたところ、実工程の内容と大きく乖離している部分が散見されまして、意見調整のため、東京の本部であります一般財団法人全国自治協会へ直接出向きまして、乖離のある部分についての状況及び再発防止として行った工事の効果と重要性について説明してまいりました。自治協会では、見解の相違があったことは認めていただき、再発防止部分も含む詳しい状況についての資料の再提出を求められました。

そこから、職員一丸となりまして、請負業者からの出荷証明書や納品書を徴収し、実際に使用した部材にかかった費用、さらには工期内に提出された作業日報に加え、各種検査、設計、製作等、当該工事に従事した全ての人工数の洗い出しを行いました。また、工事写真、仕様書、報告

書等の関連書類により積算資料とのひもづけを行いまして、合理的な根拠に基づく資料を作成し、今年5月、愛知県町村会を通じまして全国自治協会へ再提出させていただきました。

全国自治協会では、本資料に基づき再鑑定が行われまして、鑑定を委託されました株式会社日本損害鑑定によりますと、工事見積額は11億6,368万5,930円で、組合の契約金額10億1,600万円余が妥当であるとの指摘をいただいたと考えております。その上で、保険の制度として火災事故の場合、再調達価格、これは建設の当初の、平成7年当初の建設費に現在の物価上昇率1.14を乗じた額でございます。この再調達価格が保険金額の上限額となるとのことでございました。ちなみに、この被災箇所につきまして試算しますと再発防止を含め、8億5,688万207円が保険の上限でございます。

その後、7月に再鑑定の査定内容が示されまして、金額は6億8,174万74円とのことで、当初より1億3,500万円弱の上積みがございましたが、まだ数カ所において見解の相違があると思われる部分があったので、愛知県町村会事務局とも連携を取りながら、再び疑義が残る部分についての申し入れをさせていただき、最終的な意見調整を行いました。

その結果、先月愛知県町村会から最終結果ですけれども7億713万6,731円と、7億円超えの鑑定結果の内示がございました。残念ながら再発防止工事及び機能強化に当たる1億5,000万円弱につきましては保険適用外で、いわゆる再発防止との機能向上部分の承認については前例がないということで除外されてしまいましたけれども、そのほかの部分につきましては全て認めていただく形となり、保険の上限額に対する採択率は84.5%という結果となりましたことをここにご報告させていただくものでございます。

今後の予定としましては、現在保険金の請求手続を行っておりまして、12月補正に上程させていただく予定でございます。また、保険の使途でございますが、今後予定されておりますクリーンセンターの大規模改修工事に充てるための基金として、両市の財政負担平準化に資するものとして考えてまいりたいと思っております。準備を進めているところでございます。この件につきましても、12月議会において詳しく説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

火災保険に関する報告は以上でございますが、今後予定されておりますクリーンセンターの延命化による大規模改修について申し上げますと、平成31年4月に見直されました衣浦東部広域化計画において、安城市との統合施設の建設においては2026年度に統合の予定でありましたけれども、それぞれの整備方針等の折り合いがつかず、さらにその先の2039年度以降の統合を目指すこととされており、それを受ける形で当クリーンセンターの延命化につきまして検討するため、昨年度整備構想策定のコンサル委託をかけております。

今年度は、この延命化及び広域化を含めた整備構想委託を早い段階で議会へ報告し、地域計画策定を予定しておりましたが、ここへ来て様々な情勢が変化しており、報告が遅れているような事態となっております。この要因としましては大きく二つございまして、一つには国が脱炭素を

目指す中、単に基幹改良の改良工事、つまり延命化だけではなく、ごみの処理方法や資源化。さらには再生エネルギーの活用等、国の補助率等が含まれますので、新たな技術の導入についての検討する余地が出てきております。これにつきましては、今後十分な調査研究を行ってまいります。もう1点としましては、環境省から突然、昨年10月、防災ハザードマップにおける浸水が想定される全国のごみ処理施設に対して浸水対策を取るよう方向性が示されました。当クリーンセンターも対応を検討する必要が急遽発生したという状況でございます。その発生した経緯でございますけれども、三、四年ぐらい前に茨城県の一級河川において、鬼怒川で決壊や広島の高尾、九州高尾により、クリーンセンター等で大きな甚大な影響を受けたということを受けております。それを踏まえて会計検査院等で指摘され、このような施設に国費を充当してもよいのかというようなことで、いろいろな問題が提起され、環境省から突如浸水対策をせよという通達がございました。

これにつきましては、今後国や県から具体的な対応方法が一切示されておられません。整備構想及び地域計画策定を進めている組合としましては時間的猶予がないため、何度も県さらには国に問合せをしましたが、ここでも明快な回答を得ることができませんでした。一方、当組合と同様の全国の処理施設、全国でクリーンセンター1,082センターあるんですけれども、その中で92施設がリストに上がっており、その中の一つの施設でございます。その92施設での聞き取り調査を行いました、どこの施設も対応に大変苦勞して右往左往している状況と聞いております。

そこで先月直接環境省へ出向きまして、衣浦衛生組合としての考え方、対策案を持ってまいりました。担当者へ提出してまいりました。今のところ回答を待っている状況でありまして、このような経緯の中、今年度予定しておりました地域計画策定の予算を流さざるを得ない状況であるとともに報告が遅れたこととございます。

以上のことから、整備構想の概案につきましては早ければ12月議会、遅くとも3月議会までに報告させていただきます予定でございますが、現時点で分かり得る範囲での報告となりますことをご承知おきいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

いずれにしても、近い将来クリーンセンターを大規模改修する時期が来ておりまして、具体化に向けて検討を進めている状況でございますので、よろしくお願いたします。

報告は以上でございます。

○会長（小林晃三君） 報告が終わりました。これについて質問はございますか。

○議員（岡本守正君） はい。

○会長（小林晃三君） 岡本議員。

○議員（岡本守正君） ここまで浸水の恐れがあるということですがけれども、実際碧南の臨海は4メートルになっているんですね。そうしますと矢作川系体も全然駄目ですがけれども、こっちの高浜のほうからの浸水を考えるならば、どれぐらいかさ上げをしたりなんかしなければならないのでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 会長、事務局長。

○会長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 環境省の言っている対策をせよと言っているのが、まさに先生が言われた矢作川の決壊した時を想定してということで、実際この地域が8メートル浸水すると。まあ、市民病院を含めて一帯、前後8メートル浸水すると。その対策をせよという、もう両手を上げなきゃあ、しょうがないような状況になっている。それに対して私たちが、先般環境省へ行ってまいりまして提案した事例でございますけれども、同じくその、ハザードマップは先般お伝えしました三、四年前に日光の鬼怒川の氾濫、河川決壊の経緯、甚大な被害は大きかったことからスタートしておりますけれども、それに対して国土交通省があつたハザードマップを活用として出してきたということでございまして、ハザードマップは、1000年に1回のハザードマップですね。国土交通省が同じく同様の施設いわゆる避難所などの施設だとか、建築、一般の小学校、中学校を含めて避難所を含めた施設だとか、下水のポンプ場だとか。いわゆる生命に関わるところに対して、こうせよという通達が出てございまして、その通達の内容を見ますと、50ミリ対応に関しては必ずやっているという形を出しています。それ以降の50ミリ対応以上のものに対しては、BCPで対応しなさいということを通達として国交省が出してございまして、それに準じてほしいという申請書を環境省に出した次第でございます。それによりますと、50ミリ対応は、今ここはできております。ですので、基本的にはBCP対応のみでやっていきたいという形の申請書の内容になっています。それによって国がどう判断するか。

先ほど言いました1,082施設でございますので、そのうち92施設がアウトになっておりますので、そこの横並びの関係上、即答はできないという形で、先月第一報で、即答で言われました。結論出るのが、ちょっとまだいつになるか分からんけれども、なるべく早いうちに直接衣浦衛生組合に報告するという形でございましたので、今のところ環境省からの直接の返事待ちという形で、それによって根底が変わってきますので。何せ、その8メートルという話になりますと、ここに再建築できないと。別の場所を探さなければならないということになりますので、そういった意味も含めて広域化等の問題があつて、いろいろな問題が絡んできますので、いずれにしても環境省の返答待ちということで、ご理解願いたいと思います。

○会長（小林晃三君） ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林晃三君） ほかに質問もないようですので、報告事項（1）を終結いたします。

○会長（小林晃三君） それでは以上をもちまして、令和3年第2回衣浦衛生組合議会協議会を閉会とさせていただきます。

慎重ご審議、誠にありがとうございました。

(午前11時22分閉会)

以上は、令和3年9月22日に行われた令和3年第2回衣浦衛生組合議会協議会の会議録であります。

令和3年9月22日

会 長 小 林 晃 三